

東かがわ市告示第 9 号

東かがわ市子ども・子育て利用者支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 2 月 12 日

東かがわ市長 上村 一郎

東かがわ市子ども・子育て利用者支援事業実施要綱の一部を改正する告示

東かがわ市子ども・子育て利用者支援事業実施要綱（令和 5 年東かがわ市告示第 40 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（事業の内容） 第 3 条 略 <u>2 市は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 10 条の 3 第 1 項の規定に基づき、地域子育て相談機関の整備を行うものとする。</u> （実施場所） 第 5 条 事業の実施場所は、利用者が主として身近な場所で日常的に利用でき、かつ、相談機能を有する施設とする。 （業務内容） 第 7 条 略 （1）～（4） 略 <u>（5） 地域子育て相談機関に関すること</u> <u>（6） 略</u>	（事業の内容） 第 3 条 略 （実施場所） 第 5 条 事業の実施場所は、利用者が主として身近な場所で日常的に利用でき、かつ、相談機能を有する施設<u>又は保育教育課</u>とする。 （業務内容） 第 7 条 基本型に従事する者は、次に掲げる業務を実施するものとする。 （1）～（4） 略 <u>（5） 略</u>

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。